⑶　北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,200点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が、1,200点以上であること。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が1,150点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が、1,150点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　企業は、平成14年度から資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了した次のアの基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、次のイの基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、北海道開発局営繕部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の基準を満たす工事として妥当と判断された場合は、参加を認める。

ア　同種工事１

・　新築又は増築工事で躯体、外装及び内装工事を含む建築一式工事

㋐　建物用途　博物館、美術館、図書館、研究施設、医療施設、事務所・庁舎、又は事務所・庁舎の類似施設（※２）

㋑　構造　鉄骨造（プレハブを除く）、鉄骨鉄筋コンクリート造、又は鉄筋コンクリート造

㋒　建物規模　延べ面積　3,000㎡以上（増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）

㋓　階数　問わない。

イ　同種工事２

・　新築又は増築工事で躯体、外装及び内装工事を含む建築一式工事

㋐　建物用途　博物館、美術館、図書館、研究施設、医療施設、事務所・庁舎、又は事務所・庁舎の類似施設（※２）

㋑　構造　鉄骨造（プレハブを除く）、鉄骨鉄筋コンクリート造、又は鉄筋コンクリート造

㋒　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上（増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）

㋓　階数　問わない。

※１　上記ア、イについては、民間工事を含むものとする。

※２　事務所・庁舎の類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれに類する室（空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊現場説明書、別冊図面及び別冊仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること（特定建設工事共同企業体の場合は、全ての構成員が配置できること。）。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに本工事に配置できること（特定建設工事共同企業体の場合は、全ての構成員が配置できること。）。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合においては、監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がされない場合は入札を無効とすることがある。

ア　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有する者を配置するものとする。

イ　平成14年度から資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了した⑸アの基準を満たす工事を元請として施工した工事経験（民間の施工経験を含む。）を有すること。特定建設工事共同企業体の代表者以外の配置技術者の工事経験は問わない（共同企業体の構成員としての工事経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を60点とする。

イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、０～60点の範囲で「加算点」を与える。

評価項目

躯体の品質向上に資する施工方法の具体的な取り組みとその効果（入札説明書参照。）

ウ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

㋐　品質確保の実効性

㋑　施工体制確保の確実性

エ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。